

11月1日施行、新法に基づく外国人技能実習制度

外国人の技能実習制度を抜本的に見直した新法の「外国人技能実習適正実施法」が、11月1日に施行されました。新法に基づいて設立された法務省と厚生労働省所管の機構が、今夏から監理団体（組合）の許可申請などの受け付けを本格化させています。1993年に実習制度を導入して以来、入国管理法や労働関係法令の違反が散見され、国内外から人権上の批判も挙がっていました。政府は「問題の解消」と「制度の拡充」という両面の達成を狙いとしています。新制度移行後は、新機構の厳格な対応に伴い、適正・適切な運用ができる監理団体に収められていくと見られています。

新法は2015年9月に審議入りし、衆参の法務委員会で議論。3国会をまたいで昨年11月に成立しました。適正実施法と併せて、日本での在留資格に介護職を追加する改正出入国管理・難民認定法も成立しており、これまで1年がかりで新制度移行に向けた準備を進めてきました。

外国人の技能実習制度については、大きく2つの側面から課題がありました。ひとつは、悪質な監理団体や実習実施者、受け入れ企業が存在し、国内外から批判を浴びていたこと。もうひとつは、実習生が母国に戻った際に活用できない古いタイプの実習内容があり、対象職種の拡大と実習期間の延長を求める要望が相次いでいたことです。

つまり、今回の制度見直しと入管法改正は「運用に関する厳格対応」と「現場実態に即した対応」の両方を同時に展開することになるのです。

監理団体などの許可申請、入念にチェック

新機構は、監理団体と受け入れ企業に対して実地検査などを含めて目を光らせ、問題が見つければ許可や届け出の「取り消し」の措置をとることができます。本部は東京都品川区にあり、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8カ所に地方事務所、松山、水戸、長野、富山、熊本の5カ所に支所を持っています。新法のポイントをまとめると、

- (1) 技能実習の関係者の責務規定を定める
 - (2) 実習生ごとに作成する技能実習計画を認定制とする
 - (3) 実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準を規定する。
 - (4) 実習実施者（受け入れ先）を届出制とする
 - (5) 監理団体を許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消しを規定する
 - (6) 実習生に対する人権侵害行為について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定する
 - (7) 技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整を行い、保護措置を講じる
 - (8) 地域ごとに関係行政機関による地域協議会を設置する
 - (9) 優良な実習実施者・監理団体に限定して、上限3年の実習生の受け入れ延長（4～5年）を可能とする
- の9項目です。

新法施行後は、適正に運営できる監理団体に絞り込まれていくことが必至です。杜撰な運営をしていた監理団体にとっては解散の危機ですが、従前から実習生のメンタルヘルスなどにもきめ細かく対応してきた監理団体にとっては、適正実施によって拡大や実習期間延長などの好機を迎えることになります。

「働き方改革関連法案」の本格審議は来春

今秋の臨時国会は本来、残業時間の罰則付き上限規制や雇用形態にかかわらず同一労働同一賃金を目指す法整備を柱とした「働き方改革関連法案」（8本セット）の審議と成立が見込まれていました。9月28日の冒頭解散に伴って、法案の国会提出と本格審議は年明けの通常国会となりました。

法案の重要部分は、『HIRAYAMA NEWS・7月号』で特集しておりますが、新たに施行期日も注目されます。労働政策審議会が「概ね妥当」と答申した法案要綱では2019年4月施行と記されていますが、予算外の案件となる「働き方改革関連法案」は早くても4月から本格審議となる見通しです。その場合、成立は夏ごろと見込まれ、施行までの周知期間が半年程度となってしまいます。企業にとって人事・労務、総務を中心に対応が必要な法改正が複数重なるだけに、成立時期によっては「施行時期の先送り」の可能性もあります。

さまざまな観点からの「働き方改革」が世間の注目を集めている中、今後の政府の動向や判断が注目されます。

長時間労働につながる商慣行を是正へ、経済団体

経団連など経済団体は10月、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を発表しました。個々の業界や企業が長時間労働の是正に努めても、企業規模や業種を超えた産業界全体で商慣行の是正に努めないと実現が困難という認識に基づくものです。

宣言は（1）関係法令・ルールの順守に加え、取引先が労働基準法関係法令に違反しないよう、配慮する、（2）発注内容が曖昧な契約を結ばないよう、契約条件（発注業務、納期、価格など）の明示を徹底する、（3）取引先の休日労働や深夜労働につながる納品など、不要不急の時間・曜日指定による発注は控える——など6項目。宣言に参加したのは経団連など4団体、業種別59団体、地方別47団体です。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

Thinking future together
HIRAYAMA